平成２３年（フ）第７６１号
兵庫県加古川市加古川町平野88―１　ボナールＦｕｊｉ102号室、開始決定時の住所兵庫県姫路市東今宿６丁目３番６号
破産者　松尾　明美
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１４７号
青森市小柳５丁目17番８号　ＴＡＰパークサイド103号
破産者　須藤　掲一
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
横浜市港南区東芹が谷９番26―101号
破産者　日下部　彰
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６８号
新潟県胎内市草野95番地
破産者　五十嵐鐵**蔵**
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１６７号
新潟県村上市瀬波温泉２丁目８番３号　シャルム瀬波704、開始決定時の住所新潟県村上市坂町3602番地11
破産者　榎本　哲郎
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２６号
富山県黒部市若栗2510番地１
破産者　西田　智美
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第３６２号
静岡市駿河区西中原１丁目７番18―307号、旧住所静岡市駿河区用宗４丁目３番21号
破産者　永野　敬眞
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３８７号
広島市西区新庄町１番10―201号
破産者　池田　伸久
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５号
ブロック71ロット21　デルモント　カガヤンデオロ　ミンダナオ　フィリピン、住民票上の住所山口県下関市阿弥陀寺町１番12号
破産者　後藤　元彦
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
長崎県長崎市魚の町１番23―504号
破産者　野村由美子
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３１号
長崎県長崎市赤迫１丁目２―29　トリベビル202号、住民票上の住所長崎県長崎市銅座町３番４号
破産者　重富　愼也
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７号
住居所不明、住民票上及び開始決定時の住所山口県防府市千日１丁目５番１号
破産者　村川　和弘
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２７５５号
大阪府豊中市浜１丁目10番45号
破産者　前川　弘子
１　破産債権の届出期間　平成24年12月26日まで
２　一般調査期日　平成25年１月21日午後３時30分
平成24年12月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２１５号
大阪市天王寺区大道４丁目８番25号
破産者　株式会社文化写真版画社
１　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
２　一般調査期日　平成25年２月４日午後３時30分
平成24年12月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６８号
大阪府泉南市岡田1725番地
破産者　株式会社フレンズ
１　破産債権の届出期間　平成25年１月８日まで
２　一般調査期日　平成25年３月５日午後１時30分
平成24年12月４日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２２６２号
大阪府枚方市高野道２丁目38―29、開始決定時の住所大阪府枚方市須山町３番７号
破産者　井本　雄三
１　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
２　一般調査期日　平成25年２月21日午後３時30分
平成24年12月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８５号
愛媛県松山市西石井６丁目７番17号
破産者　福田　泰史
１　破産債権の届出期間　平成25年１月21日まで
２　一般調査期日　平成25年３月７日午後２時40分
平成24年12月５日　　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７５６号
京都市左京区岩倉幡枝町79番地
破産者　加藤　光明
１　破産債権の届出期間　平成25年１月22日まで
２　一般調査期日　平成25年２月22日午後２時
平成24年12月４日
京都地方裁判所第５民事部破産係